PATENT AttorneY®
パテント・アトーニー
春
VOL. 41
日本弁理士会広報誌
2006
●「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

◎ヒット商品はこうして生まれた
ヒット商品を支えた知的財産権
機能を重視して生まれた「ユニ・チャーム超立体マスク」

■弁理士奮闘中■ジャーナリストこぼれ話
●弁理士風土記（秋田県）●シリーズ特産品（三輪そうめん）
●知的財産権なんでもQ＆A ●漫画「たぬき弁理士」
●特許庁からのお知らせ ●JPAA Information

知的財産権なんでもQ&A

Q 半年ほど前に、特許出願（先の出願）をしたのですが、当時から一部仕様が変更になり、来月製品を販売することになりました。何か必要なことはありますか？

A まず、変更になった仕様が、先の出願に記載した内容かどうかを確認してください。記載があれば、今、急いですべきことはありませんが、特許請求の範囲がふさわしいか見直すべきです。

変更になった仕様の記載が無く、かつ変更部分が重要な要素であれば、先の出願を「補正」で直すことは困難です。この場合、先の出願に仕様変更部分を取り込んで「国内優先権主張」をした新たな特許出願が望ましいです。

「国内優先権主張出願」では、その旨を明示して、先の出願から1年以内に手続をすることが必要です。なお新たに1件分の特許庁の手数料が必要です。また特許出願の審査で、先の出願に記載があった発明は先の出願日で、後の出願で新たに記載した発明は後の出願日で、それぞれ特許性が判断されます。当然、新たな出願は販売前に完了させる必要があります。

尚、詳しくは、お近くの弁理士にお尋ねください。

●静岡県／雑貨製造会社　開発（31歳）

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキまたはFAX.03-3581-9188で日本弁理士会広報課「Q&A係」までお送りください。尚、掲載させていただいた方に記念品を進呈いたします。

たぬき弁理士

有田貴弘（作）有田千紘（画）

特許庁からのお知らせ

特許検索ガイドブックの公表について

特許庁では特許審査迅速化・効率化推進本部（本部長：二階経済産業大臣）において決定された「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」に基づいて、産業界・弁理士（会）による先行技術調査の取組を支援するため、審査官のサーチノウハウをわかりやすく解説した「特許検索ガイドブック」を、今年度も新たに13分野作成いたしましたので、公表します。

＜13の技術分野＞
①インクジェット記録方法及び記録媒体 ②絶縁耐力・破壊電圧試験 ③印刷物 ④エレベータ ⑤エアバック ⑥金銭登録機・受付機（POS・キャッシュレジスタ） ⑦生体物質含有医薬 ⑧無電解めっき ⑨製紙技術 ⑩オレフィン重合触媒 ⑪ケーブル・絶縁導体 ⑫カラー画像通信方式 ⑬文書作成技術

詳細については、特許庁ホームページ（http://www.jpo.go.jp/indexj.htm）の「資料室（その他参考情報）」をご覧下さい。

ご不明な点がありましたら、特許庁特許審査第一部調整課審査企画室（03-3581-1101（代）／内線3108）までお問い合わせ下さい。

JPAA Information

商標法改正についての解説パンフレットのご案内

平成18年4月1日から施行される商標法の改正のポイントについて、わかりやすくまとめたパンフレット「地域ブランドの保護（商標法の改正について）」を作成いたしました。

ご希望の方は、下記まで問合せ下さい。

（問合せ先）日本弁理士会　広報課
TEL:03-3519-2361／FAX:03-3519-2706

◎「地域ブランド」無料相談会を行っています※予約制

1. 面談又は電話による相談が可能です。
2. 予約制ですので、まず、予約のお電話をお願いします。
3. 地域ブランドの相談の場合「地域ブランドの相談です」とお伝えください。
4. 相談の日時には来会くださるか、電話をお願いします。

東京 ☎03-3519-2707
●日時　◎地域ブランド専用相談窓口／毎週火曜日 13:00〜16:00
　　　　◎常設相談窓口／月〜金曜日　10:00〜12:00、14:00〜16:00
●場所　東京都千代田区霞が関3-4-2　弁理士会館1階

名古屋 ☎052-211-3110
●日時　◎常設相談窓口／月〜金曜日
　　　　13:00〜16:00
●場所　名古屋市中区栄2−10−19
　　　　名古屋商工会議所ビルディング

大阪 ☎06-6775-8200
●日時　◎地域ブランド専用相談窓口／毎週火曜日 13:00〜16:00
　　　　◎常設相談窓口／月〜金曜日
　　　　10:00〜12:00、14:00〜16:00
●場所　大阪市天王寺区伶人町2-7
　　　　関西特許情報センター4階

JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION
JPAA 日本弁理士会
http://www.jpaa.or.jp

PATENT ATTORNEY［パテント・アトーニー］
●平成18年3月23日発行 第41号 ●無断転載禁止 ●編集／日本弁理士会広報センター ●発行／日本弁理士会
●〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 ●電話 03-3581-1211（代） ●FAX 03-3581-9188

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。
PRINTED WITH SOY INK TM
Waterless Printing. Naturally.

ヒット商品を支えた知的財産権 VOL.41

機能を重視して生まれた「ユニ・チャーム超立体マスク」

意匠登録　第0972250号
商標登録　第4692567号
ほか

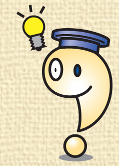

「ユニ・チャーム超立体マスク」は、マスクの概念を一変させた。従来のマスクが平面であるのに対し、立体構造になっているのが最大の特徴だ。これにより、顔にぴったりフィットするだけでなく、マスクと口の間に空間が生まれ、息苦しさがない。

「ユニ・チャーム超立体マスク」が誕生した背景には、花粉症に苦しむ人たちが年々増えていたことがある。同社は、すでに医療向けに立体構造のマスクを製造していた。医療用マスクに求められる密閉性、快適性を実現する形に行き着くまでに、およそ千枚の試作品がつくられたそうだ。密閉性は花粉症対策にうってつけだが、形が消費者に受け入れられないのではないかという声が、社内にもあったという。しかし、花粉用マスクは機能を重視すべきであるということで、市販に踏み切った。構造については医療用マスクの技術を転用し、カップ部分には花粉を通さない高密度の不織布を採用、耳かけ部分には長時間かけていても痛くならない素材を選んだ。

2003年1月に発売した当初は、社員が通勤時につけて、立体的な形の浸透を図った。さらに花粉症に悩んできた雑誌編集者の目にとまるなど、マスコミで紹介されて機能も認知されるようになった。特に女性には、花粉のシャットアウト効果でくしゃみなどによる化粧崩れの心配がない、口紅がつかないなどの点で、広く支持された。

同年10月には、ウィルスを通さない高いバリア性と、のどの保湿効果を持つ、かぜ用を発売した。花粉用はカップが一層であるのに対し、かぜ用は三層になっている。「用途が違えば、求められる機能も違います。花粉用とかぜ用をそれぞれに開発した点も、お客様の快適な生活をお手伝いするライフサポートインダストリーとしての当社のこだわりです」(同社広報室・服部聖子さん)。消費者の使い勝手のよさを重視して、それぞれ3サイズを用意し、05年には耳かけ部分の伸縮性をアップして使い心地のよさも改良している。発売後にはSARS、鳥インフルエンザなど新たな感染症が国際的な問題になり、マスクの予防効果が見直されたことで、売上は大きく伸びた。また05年は花粉の大量飛散で、マスク市場は前年度比70%アップの110億円を記録した。

「ユニ・チャーム超立体マスク」は日経BPデザイン賞2003のプロダクト部門銀賞を受賞した。マスクに革命をもたらした製品だけに、類似品も次々に出ている。国内の競合品に対してだけでなく、輸入品についても不正競争防止法や水際措置により、この商品を守っている。

弁理士奮闘中

PATENT ATTORNEY

弁理士が扱う業務に、意匠登録出願があります。意匠は物品の形状等であって視覚を通じて美感を起こさせるものです。特許出願のように、特許請求の範囲、明細書といった書類は必要がなく、意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面が必要となります。図面は、原則として正面図、背面図、左・右側面図、平面図、底面図の6面図を作成し、これらの間に矛盾がないように細心の注意を払います。1つの意匠出願には1つの意匠しか含めることができません。類似する意匠がいくつかあって出願人がどの意匠を実施するか未だ決定できない場合や、将来類似の意匠に変更を予定している場合、第三者が模倣しそうな類似の意匠が考えられる場合は、これらの類似の意匠を関連意匠として本意匠と同時に出願を行ないます。

シリーズJAPAN 特産品

「三輪そうめん」

(奈良県三輪素麺工業協同組合)

三輪素麺(登録第2219632号ほか)

三輪山の麓、大神神社が奉られた大和路は三輪の里で、約1200年前から、それは白い糸のひと筋ひと筋にまで心を込めて丹念に作られています。

素麺発祥の地として伝えられるこの三輪地方には、良質な小麦と湧水、優秀な製粉技術、そして気候風土という、素麺を製造するのに適した全ての条件が調い、極上の素麺が神代の昔から受け継がれてきたのです。

冬、極寒の早朝、その日の気象条件に合わせて小麦粉と塩水を微妙に調整することから始まる素麺作りは、長年の経験を積み重ねた職人によって、張り詰めた空気と凍るような寒さの中で、神代の昔と同じ手順で厳かに行われます。

当組合は、更に良質の製品を全国に広めるべく、検査員が巡回し検査・指導を行う一方、技術の向上のため研究・指導講習会を開催しています。お求めの際は品質の証として、「三輪そうめん」の表示をご確認下さい。

夏のご贈答品にはもちろん、にゅうめん・油炒めやお吸い物など、四季を通じてご納得頂ける歴史の味をお届けいたします。是非一度ご賞味下さい。

電話:07444-2-6068
FAX:07444-5-3822

このコーナーに掲載御希望の方は、"特産品"のプロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706までお送り下さい。

シリーズ15 弁理士風土記(秋田県)

熊谷繁弁理士事務所
弁理士　熊谷　繁

▼秋田蕗の栽培

秋田県は、本州東北地方の日本海側に位置し、冬期(12月～3月)には雪が積もり、しかも積雪量が多いため雪国といわれている。交通機関は、秋田新幹線で東京駅から秋田駅まで4時間少々、飛行機では羽田空港から秋田空港まで約50分で到着する。人口は年々減少し続けており、少子化、高齢化が進んでいる。秋田県のキャッチフレーズとして、昔から「米・酒・秋田美人」が知られている。第1の「米」は気候風土により美味しい米が生産されること。新米を杉串に巻き付けて焼いたキリタンポを比内地鶏スープで調理した「きりたんぽ鍋」は秋田の冬には欠かせない。第2の「酒」は美味しい米と美味しい水を原料として日本酒が製造されること。日本酒の製造は、冬期に行われることから元々農家の副業であったし、日本酒製造の山内杜氏(さんないとうじ)といわれる人々は農家出身である。秋田県は日本酒の生産量(4位)も1人当り消費量(2位)も多い。第3の「秋田美人」は他県に比べて美人が多いこと。特に、『みちのくの小京都』といわれている角館周辺に美人が多いといわれている。弊事務所のある秋田市仁井田地区は、背丈まで伸びる「秋田蕗(ふき)」を栽培しており、毎年、観光キャンペンガールをモデルとして6月第3土曜日に撮影会があり、徒歩で2、3分の距離なのでたまに見学に行く。

▲竿灯まつり

ジャーナリスト こぼれ話

春は、"免疫"を語る季節

人類の移植医療の歴史は、意外と古い。十七世紀、フランス人医師ドニが、貧血と高熱で苦しむ青年に小羊の血液を輸血したことに始まる。以降、ABO式血液型が発見され、免疫の存在がはっきりと示されるまで、数多くの失敗と偶然の成功が繰り返された。

今では、医療は免疫を理解しながら臓器移植をし、拒絶反応が起こらない将来の再生医療に期待が寄せられている。そんな中、牛からサルへの臓器移植に成功したという例が届いた。牛の腎臓を移植して血を通わせると、サルは普通に尿を出したのだ。

このような異種間での移植は通常、免疫システムが大きく違うので激しい拒絶反応が起こる。これをクローン技術や遺伝子欠損技術を駆使して解決した。人間の知恵とアイデアの勝利だが、利用できるものはすべて試すという欲望の高さも伺える。のんびりと過ごす牧場の牛は、このことを知るよしもない。

この冬、これまで感じたことのない寒さで、マスクが手放せなかった。春が来ても、別の事情からマスクをつける日々が続いている。花粉症も免疫の過敏な働きだ。まず、この身近な免疫問題の解決を望みたい。

(さいち)